別紙２

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
107	告知情報端末による情報提供の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第６号）	第３条第３項	×ア	４日	危機対策室防災情報係	
108	情報ネットワーク利用の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第６号）	第７条	×ア	７日	危機対策室防災情報係	
109	情報ネットワーク利用者設備の変更等の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第６号）	第10条第１項	×ア	４日	危機対策室防災情報係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　審査基準を設定している。
②「×」　審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの